

株式会社シャトレゼに対する勧告について

令和7年3月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社シャトレゼ（以下「シャトレゼ」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）及び第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第1項及び第3項の規定に基づき、シャトレゼに対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	4090001007288
名称	株式会社シャトレゼ
本店所在地	甲府市下曾根町3440番地1
代表者	代表取締役 古屋 勇治
事業の概要	洋菓子等の製造販売
資本金	5000万円

2 違反事実の概要

- (1)ア シャトレゼは、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者（以下「下請事業者」という。）に対し、自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材及び原料（以下「本件商品」という。）の製造を委託している。
- イ シャトレゼは、下請事業者に対し、本件商品の製造を委託するに際し、本件商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- (2)ア シャトレーゼは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した本件商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない^(注)。

(注) 令和6年12月30日現在において、下請事業者11名から受領していない本件商品の下請代金相当額は、総額2382万9854円である。

- イ シャトレーゼは、遅くとも令和5年12月1日以降、下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記アの受領していない本件商品を自己のために無償で保管等させていた。

3 勧告の概要

- (1) シャトレーゼは、下請事業者に対し、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに次の対応を採ること。
- ア 下請事業者から、前記2(2)アの行為によりいまだ受領していない本件商品を受領すること
- イ 前記アの本件商品を受領することができない場合、当該本件商品の下請代金相当額を支払うこと
- (2) シャトレーゼは、下請事業者に対し、前記2(2)イの行為により無償で本件商品を保管等させることによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (3) シャトレーゼは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)アの行為が、下請法第4条第1項第1号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒まないこと
- ウ 前記2(2)イの行為が、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- エ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (4) シャトレーゼは、今後、下請法第4条第1項第1号及び第2項第3号に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (5) シャトレーゼは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (6) シャトレーゼは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (7) シャトレーゼは、前記(1)から(6)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(株)シャトレーゼ(親事業者)
(洋菓子等の製造販売)

● 下請取引の内容

(株)シャトレーゼは、自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材や原料（以下「本件商品」という。）の製造を委託

違反行為の概要

- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、

本件商品の一部を受領していない（注1）

※令和6年12月30日現在において、総額約**2383万円**相当の本件商品を受領していなかった（下請事業者11名）

- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、自己のために下請事業者に

無償で本件商品を保管等させていた（注2）



下請事業者
(本件商品の製造)

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者からいまだ受領を拒んでいる本件商品を受領すること
- 本件商品を受領することができない場合、当該本件商品の下請代金相当額を支払うこと
- 本件商品を保管等させることによる費用に相当する額を支払うこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）受領拒否

下請法では、親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことを禁止している（下請法第4条第1項第1号）。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。

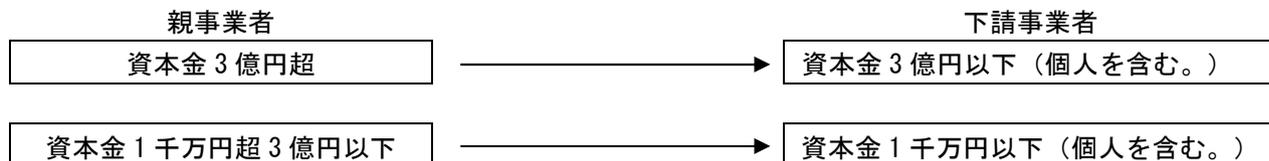
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

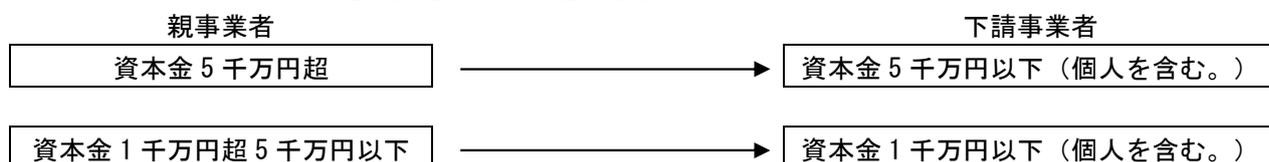
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧

告するものとする。